

ピンクちらしの根絶を目指して。

許しません!ピンクちらし

新条例施行



電話ボックス、街路樹、電柱、ガードレールなどにピンクちらしが大量にはり出されています。そこで、ピンクちらしのない美しい都市を目指し、本年3月から議員提案による「ピンクちらし等の根絶に関する条例」を施行しました。

この条例ではピンクちらしの掲示などを禁止すると同時に、誰でも直ちに撤去できるように定めています。

違反に対しては、100万円以下の罰金が、特に違反の常習者には6月以下の懲役刑が課せられます。警察による取り締まりも着実に進行中です。

また、この条例にあわせて、屋外広告物条例の罰金額も4月から100万円以下に引き上げました。

さらに違反が目立つ都心部(天神・中洲・博多駅)においては、ピンクちらしの集中的な撤去を実施しています。ちなみに昨年度は約360万枚を撤去。ピンクちらしのない美しい街を目指して、今年も引き続き実施中です。

(路上違反広告物追放登録員)

市民ボランティア、活躍中。

「自分たちのまちの環境は自分たちの手で守りたい!」そういう市民の声から生まれたのが「路上違反広告物追放登録員制度」。これは、福岡の景観を損なう「はり紙」、「はり札」、「立看板」などの違反広告物を取り除くためのボランティアに、違反広告物の撤去権限を委任する制度です。

現在すでに255団体、約5,000人の方々に福岡をきれいにするために活躍していただいています。

皆様の活動をお助けするため、今年から各区役所において作業用の道具やベストをお渡しすることにしました。ここではベストの写真をごらんいただきましょう。鮮やかな色ですから、遠目にもよくわかり、作業中の安全確保に役立つことうけあい

です。
新たな登録もお待ちしています。手続きなどについては、お近くの区役所の生活環境課で詳しくご案内いたします。いつでもどうぞ。

○登録員数の推移



ボランティア制度の担当課と連絡先

東区生活環境課	621-2131 (代表)
博多区生活環境課	441-2131 (代表)
中央区生活環境課	714-2131 (代表)
南区生活環境課	561-2131 (代表)
城南区生活環境課	822-2131 (代表)
早良区生活環境課	841-2131 (代表)
西区生活環境課	881-2131 (代表)



彩都 第9号 2003年12月
発行 福岡市都市整備局
都市管理課 都市景観室
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL.092-711-4395
編集 福岡市都市整備局
都市管理課 都市景観室
株式会社ジーエータップ
表紙デザイン 古賀俊雄
アートディレクション 重田克則
デザイン 中島 恵
撮影 水崎浩志(ループフォトクリエイティブ)
コピー 野田結祐子

福岡市では、景観賞と同じ時期に、景観に対しての想いを文章に表す「景観エッセー」もあわせて募集しています。今年で第7回を迎え、応募も年々増えてきていますが、今回は過去最高の115件の作品が寄せられました。その3割以上が、何とティーンエイジャーからのものだったのです。若者の活字離れ」という最近の風潮が嘘のような出来事が起こってしまったのですが、それぞれ文章に個性が溢れていて楽しく読めました。今回の「彩都」に掲載された伊瀬知ひとみさんも10代です。身近な風景を綴った文章は、透明感に溢れていて新鮮さを覚えました。もちろん他の年代の方々も負けていませんでした。どれも「彩都」に載せようか、選考委員の皆さんも迷うくらい、力がこめていた今年の「景観エッセー」、これからも楽しみですね。(伊)